

労働者派遣事業に関わる情報公開

(法第23条第5項)

労働者派遣法の定めにより、派遣元事業主は、派遣先から受け取る派遣料金に占めるマージン率などを公開することが義務付けられています。マージンとは派遣料金の平均額からスタッフ賃金の平均額を引いたもので、マージン率とは派遣料金に占めるマージンの割合を言います。

このマージンの中には、社会保険料（健康保険、厚生年金、介護保険）や労働保険料（雇用保険、労災保険）の会社負担分、健康診断費用、有給休暇会社負担引当分、社宅の初期費用、さらに採用募集費、教育訓練費用、営業所等の家賃、営業スタッフの人件費など、会社経費が含まれています。

派遣労働者数・派遣先数・マージン率等

2024年10月1日 現在

事業所名	派遣労働者数	派遣取引先数	派遣料金平均額	賃金平均額	マージン率
宮城営業所	227	26	15,221	10,393	31.7%
福島営業所	84	16	15,805	10,546	33.3%
栃木営業所	74	27	14,524	9,875	32.0%
さいたま営業所	121	26	16,050	10,666	33.5%
茨城営業所	130	12	15,641	10,550	32.5%
鹿島営業所	114	17	15,807	10,891	31.1%
八千代営業所	1	1	14,400	10,192	29.2%
津田沼営業所	119	27	14,794	10,140	31.5%
神奈川中央営業所	157	23	17,638	11,191	36.6%
横浜出張所	89	22	16,030	11,153	30.4%
名古屋営業所	80	13	17,681	11,814	33.2%
豊橋営業事務所	76	9	17,493	11,090	36.6%
滋賀営業所	60	14	14,430	9,954	31.0%
大阪出張所	75	14	16,878	11,608	31.2%
湖南営業所	3	2	16,000	11,092	30.7%
明石営業所	161	26	14,932	10,222	31.5%
広島営業所	90	13	17,265	11,552	33.1%
山口営業所	113	26	16,762	10,983	34.5%
福岡営業所	118	14	13,100	9,225	29.6%
鳥栖営業所	86	22	12,692	8,906	29.8%

キャリアコンサルティングの相談窓口および連絡先につきましては、
下記の拠点所在地より、所属営業所の電話番号へご連絡をお願いいたします。

当社全体平均 32.8%

[拠点所在地 - 高木工業株式会社](#)

教育訓練に関する事項

派遣前研修の実施	① 当該業種における基礎知識教育 ② 当該業種における安全衛生教育 ③ ビジネスマナー、コンプライアンス等の教育
派遣就業中の実施	派遣労働者のキャリアアップに資する内容とし、入職時から1～2年程度は基礎的・共通的な教育訓練を中心に実施する。さらに勤続年数や職歴等を踏まえて、本人のキャリアアップに資するようなスキル・知識の習得に向けた教育訓練を実施していく。

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

待遇決定方式について	① 労使協定を締結しているか否か：締結している ② 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲： 派遣先均等・均衡方式をとる派遣先に派遣就業する労働者以外の派遣労働者 ③ 労使協定の有効期間の終期：2026年3月31日 (次回更新日：2026年4月1日、終期：2027年3月31日)
------------	--